



ROTARY CLUB TOKOROZAWA

年度事業計画書

THE MAGIC OF ROTARY



2024年7月～2025年6月

所沢ロータリークラブ

(RI第2570地区第3グループ)

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること；

四つのテスト

THE 4-WAY TEST

言行はこれを照らしてから (of things we think, say or do)

- 1) 真実かどうか (Is it the TRUTH?)
- 2) みんなに公平か (Is it FAIR to all concerned?)
- 3) 好意と友情を深めるか (Will it build GOODWILL and BETTER FRIENDSHIPS?)
- 4) みんなのためになるかどうか (Will it be BENEFICIAL to all concerned?)

Herbert Taylor

ロータリーの目的

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

ロータリーの公式標語

超我の奉仕

(Service Above Self)

最もよく奉仕する者、最も多く報いられる

(One Profits Most Who Serves Best)

ロータリアンの行動規範

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 他者に公平に接し、敬意をもって接すること。これには、他者を尊重する言葉を使う、サポートを示す、温かく迎え入れるインクルーシブな環境を助長する、多様性を重んじるという「ロータリーの多様性・公平さ・インクルージョン（DEI）の行動規範」を遵守することが含まれる。
3. ロータリーを通じて自分の職業スキルを生かし、地域社会や世界のほかの地域の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリー会員の評判を落とすような言動は避ける。
5. ロータリー関連行事のすべての行動規範に従う。

中核的価値観（CORE VALUE）

奉仕（Service）

親睦（Fellowship）

多様性（Diversity）

高潔性（Integrity）

リーダーシップ（Leadership）

ロータリー行動計画



私たちは世界で、地域社会で
そして自分自身の中で
持続可能な良い変化を生むために
人びとが手を取り合って
行動する世界を目指しています

ポリオ根絶まであと一步のところまできたロータリーは、次なる課題に取り組む心構えができています。より多くの仲間を迎え入れ、より大きなインパクトをもたらす、世界に変化を生み出すための新たなビジョンの実現に向けて、行動を起こす時が来ています。国際ロータリーとロータリー財団のビジョンを実現するため、今後数年の活動を方向づける四つの優先事項が定められました。

より大きな
インパクト
をもたらす

参加者の
基盤を
広げる

参加者の積極的な
かかわりを
促す

適応力を
高める

- ポリオを根絶し、残された遺産を活用する
- ロータリーのプログラムおよびロータリーが提供する体験に焦点を当てる
- 活動成果を挙げ、それを測る能力を高める
- 会員基盤と参加者の基盤を広げ、多様化する
- ロータリー参加の新しい道筋を割り出す
- ロータリーの開放性とアピール力を高める
- インパクトとブランドに対する認知を築く
- クラブが会員の積極的参加を促せるよう支援する
- 価値を提供するため、参加者中心のアプローチを開発する
- 個人的/職業的なつながりを築く新たな機会を提供する
- リーダーシップ育成およびスキル研修の機会を提供する
- 研究と革新、およびリスクをいとわない文化を築く
- ガバナンス、構造、プロセスを合理化する
- 意思決定におけるより多様な視点を助長するために、ガバナンスを見直す

DEIに対するロータリーのコミットメント

多様性・公平さ・ インクルージョンへの ロータリーのコミットメント



ロータリーで私たちは、持続可能な良い変化を生むために人びとが手を取り合
って行動する世界というビジョンの実現には、多様性があり、公平で、インクルー
シブ（包摂的）な文化を培うことが不可欠であると理解しています。

私たちは多様性を重んじ、すべての背景、年齢、民族、人種、肌の色、障害、学習
スタイル、宗教、信条、社会経済的立場、文化、婚姻状況、使用言語、性別、性
的指向、ジェンダー自認だけでなく、異なるアイデア、考え、価値観、信念を持つ
人びとによる貢献を大切にします。

ロータリーへの入会、参加、リーダーシップの機会といった面で、歴史的に特定
のグループの人びとが障壁に直面していたという点を認識し、すべての人が成功
のためのリソース、機会、ネットワーク、支援への必要なアクセスを得られるよ
う、地域社会でのパートナーシップも含め、ロータリーのあらゆる側面で公平さ
を促進していくことに私たちは全力を注ぎます。

私たちは、すべての人が目に見える、または目に見えない本質的に独自の資質
を備えていると信じています。また、自分が大切にされているとすべての人が感
じ、帰属意識を持てるようなインクルーシブな文化を築くことに尽力します。

高潔性というロータリーの価値観に従い、DEI（多様性、公平さ、インクルージョ
ン）にいたる旅路において組織として自分たちがどこにいるのかを正直かつ透明
性をもって見据えるとともに、これからも学び、向上し続けていくことに全力を
尽くします。

2024-25 年度 RI 会長テーマ

THE MAGIC OF ROTARY



会長 ステファニー A. アーチック
米国ペンシルバニア州、マクマリーRC)

国際ロータリーのステファニー・アーチック会長エレクトは、2024-25 年度会長テーマ「ロータリーのマジック」(The Magic of Rotary) を発表し、多くの人びとを救うロータリーの力を認識してこれをさらに広げるよう呼びかけました。

「誤解しないでください。私たちは魔法の杖を振って呪文を唱えるだけでポリオを根絶したり、世界に平和をもたらしたりするわけではありません」。1月8日、ロータリー国際協議会でアーチック会長エレクトは次期地区ガバナーにこう語りました。「それは皆さん次第です。プロジェクトを終えるたび、寄付するたび、新会員を迎えるたびに、皆さんはマジック（魔法）を生み出すのです」

マクマリー・ロータリークラブ（米国ペンシルバニア州）の会員であるアーチック会長エレクトは、ドミニカ共和国で浄水器の設置活動に携わったときにロータリーのマジックを目にしました。そのとき、汚い水がフィルターに入り、反対側から透明な水が出てくるのを、二人の少年が見ていました。

「少年の一人が私の袖をつかんで、『もう一度魔法を見せて』と言ったのです」とアーチック氏。「もちろん、その浄水器が魔法なのではありません。浄水器を輸送し、設置し、現地のリーダーと協力してメンテナンスを行うために、私たちは懸命に活動しました。安全な水を簡単に入手できれば自分たちの人生が変わるということを、少年たちは知っていました。私が少しでもその力になれたと知ったことで、私の人生も変わったのです」

平和を優先する

アーチック氏は、ロータリーの行動計画を推進し、継続と変化のバランスを取り、平和のために活動するよう会員に促しました。2025年には「分断された世界を癒す」をテーマに会長主催平和会議を開催する予定となっています。

ロータリーには、平和センターのネットワークを通じて平和を促進してきた長い歴史が

あると、アーチック氏は述べました。世界各地の名門大学に拠点を置く平和センターは、現在 140 カ国以上で活躍する約 1,800 人の平和フェローを育ててきました。トルコのイスタンブールにあるバチエシエヒシユ大学に設置される最新の平和センターでは、2025 年に第 1 期フェローが学業を開始します。

「ロータリー平和フェローシップは、紛争を終わらせ、予防するきっかけとなる平和・開発の専門家を世界各地で育成するために、20 年以上前に始まりました」とアーチック氏。「この会議は、ロータリーの平和活動に焦点を当て、ともに学ぶ機会となります」

平和構築の手段としての「四つのテスト」

それまでの間、皆さまと地区の会員は、平和の推進のために多くのことを行うことができます。地域社会で平和への希望を広めたいという会員は、地元の公園や遊び場、人びとが集う場所にピースポールを設置できます。私が最も好きな平和構築の手段の一つに、「四つのテスト」があります。すべてのロータリー会員が、単に四つのテストを暗唱するのではなく、それを真に実践していれば、世界はよりよくなるでしょう。

ポリオ根絶と資金調達

アーチック氏はさらに、ポリオ根絶へのコミットメントについても繰り返し触れ、ポリオプラス・ソサエティへの参加や、各地区でのソサエティの創設など、ポリオ根絶のために全力を尽くすよう次期ガバナーに求めました。

「地元の議員や政府のリーダーに連絡し、ポリオが現在も脅威であることを伝えて、ポリオ根絶への支援を呼びかけてください。ポリオは今も私たちの最優先事項であり、最大限のコミットメントが必要とされます。成すべき重要な仕事はまだ多くあります」

ロータリーの行動計画、クラブでの体験を魅力的なものとする

また、継続と変化のバランスを取ることの必要性も強調し、どちらもロータリー行動計画の原動力であると述べました。

「この計画は、ロータリーの最善のアイデアを捨てるのではなく、それを土台として築いていくもの」とアーチック氏。「私たちは、バランスを取るという難題に直面しています。自分たちを変えつつも、自分たちの真の姿に忠実であり続けなければなりません」

さらに、クラブでの体験を会員にとって魅力的なものとするために必要な対策を取るよう、ガバナーに求めました。

「これは、皆さんの地区でのやり方を変えることを意味するかもしれません。地区が過去50年間に同じ方法で物事を行ってきたのであれば、おそらくそれを見直す時が来ているでしょう。地区内のクラブが活発に活動していない場合、または会員が減っている場合、地域社会にもっと合った新クラブを結成する時が来ているのかもしれませんが。クラブや地区が長年変わっていないからといって、誰も変化を望んでいないわけではありません」

会員増強と DEI の促進

アーチック氏は、好ましい変化をもたらす一つの方法は、クラブで多様性、公平さ、インクルージョン（DEI）の原則を取り入れることであると述べました。

「行動志向の次世代の人たちをオープンな心で迎えていただけることを願っています。たとえ、地元クラブの典型的な会員とは異なるタイプの人であっても」とアーチック氏。

「DEIを受け入れれば、共通の目的のために結束しやすくなります。ともに献身し、力を注げば、ロータリーは最も効果的で時代に即した存在になることができます」

2024-25 年度
国際ロータリー第 2570 地区活動方針

— 自分を磨き、事業も磨き、世界平和に貢献するために —

入って良かったロータリー

Rotary Moment 会員誰もが、
ロータリーで出会った感動と魅力を語れるように



国際ロータリー第 2570 地区
ガバナー いそはた 五十幡 和彦 (行田さくら RC)

会員数の減少に直面するロータリーにあって、考えていただきたいのは「これまでロータリーに入っていた自分」と「もし入っていなかった場合の自分」です。今日までクラブを退会せずに在籍しているのは何らかの理由があるはずですが、ロータリークラブに入って良かった体験があるはずですが。

ロータリーでは様々な出会いがあります。様々な学びがあります。そして地域社会や世界平和に貢献出来る奉仕活動があります。今日までの自分の成長も、会社の発展も、世界平和の一助に貢献出来ているのも、全てはロータリークラブに入っていたからではないでしょうか。

私たちは「ロータリーに入って良かった」ことや、ロータリーで出会った様々な感動と魅力—Rotary Moment—を、会員誰もが周りの人に語れるようにしなければなりません。ロータリーに入って良かった、という思いと体験が退会防止につながります。そして新会員を勧誘する一番の原動力になります。

■5 大地区方針

(1) ロータリーの奉仕活動のブランド化

【クラブ】クラブの奉仕プロジェクトのブランド化

ロータリーに入って良かったという思いは「体験」でしか実感できません。その為にはクラブで取り組む奉仕プロジェクトの充実が大切です。充実した奉仕プロジェクトを行うことにより、ロータリーの公共イメージが向上し、その魅力が会員増強につながり、更に大きな奉仕プロジェクトが可能になります。

そして各ロータリークラブは、何をやっている団体なのか地域の皆様に分かってもらえるブランド力を付けることが必要です。会員誰もが自分のクラブの行っている奉仕活動を、自信をもって語れることが大切です。ロータリーが地域に、無くてはならない団体、必要とされるためにも、各クラブの奉仕活動をブランド化していきましょう

【国際ロータリー、第 2570 地区】ポリオ根絶と第 2570 地区ポリオデー

各クラブの地域における奉仕活動のブランド化に加え、国際ロータリーが行っている奉仕プロジェクトも、会員誰もが説明できるようにブランド化しなければなりません。国際ロータリーの最優先事項はポリオ根絶の取り組みです。1988 年ロータリーがポリオ根絶をスタートした時には世界で 35 万人のポリオ感染者がいました。それが今日ではアフガニスタンとパキスタンに合わせて一桁の感染者数まで減少させることが出来ました。まさしくロータリーが世界になくってはならない団体として、世界に引き起こした奇跡です。ロータリーのマジックです。世界からポリオを根絶できる日まであと一歩です。2024-25 年度は東松山で行われる日本スリーデーマーチに第 2570 地区のポリオデーとして参加し、ポリオ根絶を推し進めます。

（２）各クラブ 2 名以上の会員数純増と DEI の推進

クラブの奉仕活動においても、ポリオ根絶活動においても、より大きな奉仕プロジェクトを実現するためには、より多くの会員と共に活動を行うことが必要です。そして会員増強が出来ないクラブはやがて存続の危機に直面します。そのためにも各クラブ 2 名以上の会員数純増が必要です。

会員がクラブに参加して楽しいのは、①居心地が良いこと、②自分が大切にしてもらえていることです。そのためにクラブは DEI（多様性、公平性、インクルージョン）を推進し、あらゆる人が歓迎されるクラブにしましょう。

（３）ロータリー財団への理解と寄付目標達成

ロータリーの目指す世界平和、ポリオ根絶には財源が必要です。こうした「世界でよいことをしよう」をモットーとする貢献を、持続可能にすべく法人化されたのがロータリー財団であり、公益財団法人ロータリー日本財団は「特定公益増進法人」として税制上の優遇措置が認められています。

世界平和とポリオを根絶するためにも、ロータリー財団への理解と年次基金など目標達成に向けた会員とクラブによるロータリー財団へのご理解と寄付をお願いします。

（４）行動計画（指針）他、ロータリーの取り組みと理念の再確認

今日まで 120 年近くロータリーが継続発展してこられたのはロータリーの目的、標語、四つのテスト、行動規範、中核的価値観など会員の共感を呼ぶ優れた理念があったからです。そしてこれからの新たな時代の変化に対応し、世界に必要とされる団体としてあり続けるため行動計画（指針）を定め、2024 年から新たに「3 年間の目標と計画（3-Year Rolling Targets）」が発表されました。改めて私たちはロータリーの理念を大切に、新たな時代の変化に対応すべく目標を設定し達成していくことが必要です。

(5) 次の世代にロータリーのすそ野を広げるローターアクトクラブ支援

次の世代の理解と支持なくして団体の未来はありません。国際ロータリーは未来に向けて若い世代にロータリーの活動を広げるべく、ローターアクトクラブの設立を推進しています。私たち国際ロータリー第 2570 地区は日本で初めてのローターアクトクラブを設立したにもかかわらず、現在地区内のクラブは 2 つにとどまっています。今年度は新たなローターアクトクラブ設立も含め、次の世代にロータリー活動のすそ野を広げていきましょう。

■クラブの活性化

ロータリーはクラブの活動が基本です。クラブの活動の躍進なくして、ロータリーの発展はありません。国際ロータリーはクラブの強化と効果的なクラブの管理の枠組みを提供すべく CLP (クラブ・リーダーシップ・プラン) を決めました。この中で 2024-25 年度は「標準クラブ定款、細則に基づくクラブ定款、細則の導入」「CLP に基づくクラブ委員会組織の推進」「クラブでの行動計画 (指針) の理解と推進」「3 年間の目標と計画 (3-year Rolling Target / Plan)」「クラブの戦略計画の策定推進」を進めていきます。

■ロータリーラーニング

世界の中で効果的な学びの主流はティーチングからラーニングに変わっています。与えられる学びから、自ら学びとる学びの方が、理解と定着率が高いからです。ロータリーでも各種セミナーの場に、このラーニング手法を導入するとともに、ロータリーの学びにおいて、マイロータリーの登録推進、ラーニングセンターの活用推進、RLI の受講推進を進めていきます。

■ 5 大地区活動方針

(1) ポリオ根絶を中心としたロータリーの奉仕活動のブランド化

- ① クラブの奉仕プロジェクトをブランド化し、公共イメージを向上させる
- ② RI、地区のポリオ根絶を中心とした奉仕活動をブランド化する
- ③ 地区の青少年交換事業、米山記念奨学事業、財団奨学生派遣事業、子ども食堂支援等の社会奉仕事業、国際貢献事業をブランド化する

(2) 各クラブ 2 名以上の会員数純増と DEI の推進

(3) ロータリー財団への理解と寄付目標達成

(4) ロータリーの目的、四つのテスト、公式標語、行動規範、中核的価値観 行動計画（指針）に基づくロータリーの理念と取り組みの再確認

(5) ローターアクトクラブの支援（若い世代と共にロータリー活動を行う）

■クラブの活性化

- ① 標準クラブ定款、細則に基づくクラブ定款、細則の徹底
- ② CLP に基づくクラブ委員会組織の推進
- ③ クラブでの行動計画の理解と推進
- ④ 3 年間の目標と計画（3-Year Rolling Targets）
- ⑤ クラブの戦略計画の策定推進

■ロータリーラーニング

- ① 研修からラーニングへ
- ② マイロータリーの登録推進
- ③ ラーニングセンターの活用推進
- ④ RLI の受講推進



埼玉県行田市には、
行田蓮（古代蓮）、さきまた古墳、忍城という
観光資産があります。その中で「蓮」は、
どんなに泥水の中でも汚れる事なく清廉に咲き誇り、
まさにロータリーの中核的価値観
「奉仕、親睦、多様性、高潔性、リーダーシップ」
にある「高潔性」そのものです。

ク ラ ブ 沿 革

(1) クラブ略歴

創 立	昭和37年 1月19日
承 認	昭和37年 2月 5日
認 証 状 伝 達 式	昭和37年 5月25日
特 別 代 表	水村 三郎氏 (川越RC)
スポンサークラブ	川越ロータリークラブ
創 立 会 員	30名
初 代 会 長	倉片 勝次
創立10周年式典	昭和47年 4月14日
創立20周年式典	昭和57年 4月20日
創立25周年式典	昭和62年 5月12日
創立30周年式典	平成 4年 1月19日
創立35周年式典	平成 9年 1月21日
創立40周年式典	平成14年 1月19日
創立45周年式典	平成19年 1月16日
創立50周年式典	平成24年 1月19日
創立55周年式典	平成29年 1月19日

(2) 事務所及び例会場

◎埼玉県所沢市けやき台2丁目17-8 サンライズけやき台102
TEL 04 (2922) 5920
FAX 04 (2925) 8908
e-mail tokororc@maple.ocn.ne.jp
事務局員 田中 純子

◎『シータミュー』所沢市東町10-17
TEL 04 (2008) 2298

(3) 例会日時

◎毎週火曜日 12:30~1:30

(4)

- 年次総会 : 毎年12月第1例会日に開催し、次年度の役員及び理事の選挙を行う。
- 理事会 : 定例理事会を基本毎月第1例会日、午前11:00頃に行う事とし、決定事項については例会時に会員に報告しさらにホームページに掲載する。
- 会員協議会 : 随時必要に応じて開催、決定事項は例会報告する。
- クラブ協議会 : 年間5回以上随時開催し、協議事項を例会にて報告する。
- 各委員会 : 随時必要に応じて開催、決定事項は例会にて報告。

(5) 会費

会費は 1年 240,000円とする。

協賛金は 80,000円とする。

所沢ロータリークラブ

会長 鳥居 由美子 幹事 市川 雅巳

	Tel	Fax
所沢RC事務局	04-2922-5920	04-2925-8908
会長事業所 (有)アイス・ウェブ)	04-2939-3951	04-2939-3951
幹事事業所 (三恵不動産株)	04-2924-5111	04-2924-5112

会 長 所 信

2024年～2025年度

会長 鳥居 由美子

本年度 川越ロータリークラブをスポンサークラブとし1962年設立の伝統ある所沢ロータリークラブ会長を務めさせて頂く事になりました。とても大きな責任と重圧を感じております。

幹事に市川雅巳さん、副会長に内田勉さんにお引き受けを頂き、役員、理事、各委員長に各団体でご活躍され経験豊かな方々、これからの所沢ロータリークラブをリードするフレッシュな方々にご就任頂き、一年間、微力ながら務めさせて頂きたいと思っております。

本年度のRIのテーマは「ロータリーのマジック (The Magic of Rotary)」です。ステファニー A アーチック会長がドミニカ共和国で浄水器の設置活動に携わったときに汚い水がフィルターに入り、反対側から透明な水が出てくるのを見たひとりの少年が彼女の袖をつかんで「もう一度魔法を見せて」と言ったそうです。私はこの記事を読ませて頂き、とても感動をいたしました。

平和な時代の日本に生まれて、ふと内外に目を向けた時、個人ではなかなか出来ないこともロータリーを通じながら実現できることが多くあります。

いま見える世界を見たい世界に変えられるかもしれません。

なんて素晴らしいことでしょう！！

第2570地区の五十幡和彦ガバナーのテーマは「入って良かったロータリー」です。

ガバナーが言われるようにロータリーでは様々な出逢いがあり、様々な学びがあります。入って良かったロータリーを目指し、良い仲間を増やし、また恩送り（誰から受けた恩を直接その人に返すのではなく別の人に送ること）が出来るようなロータリーlifeが送れますよう頑張りたいと思っておりますので会員皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

Just a Rotary ,but a Rotary

(たかがロータリー、されどロータリー)

幹事所信

2024年～2025年度

幹事 市川 雅巳

鳥居会長は所沢ロータリークラブ始まって以来の初の女性会長という歴史的にも大事な会長であります。その会長のもと幹事という大変に重要な役職をご指名戴き心より感謝申し上げます。鳥居会長をしっかり支え、会長と二人三脚となり最高の1年になるよう努めて参ります。

また昔から親交があります五十幡和彦 2570 地区ガバナーの年度にロータリーの要職に関われることは私にとっても大変な喜びでもあります。

1年間、皆様には大変にお世話になりますが、どうぞご指導ご鞭撻、そしてご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

副幹事 井花 佳彦

基本方針

ロータリークラブの副幹事として幹事を補佐し、クラブの運営に関する様々な業務を担います。

活動方針

- (1) 会議の議事録を取得し、記録管理に努める
- (2) 幹事の補佐
- (3) 例会での司会進行
- (4) 次年度を見据え、幹事とのスムーズな引継ぎ
- (5) クラブの成功に向けて積極的に活動する

会 計 所 信

2024年～2025年度

会 計 武藤 力夫

当クラブの大切な資金を適切に管理、健全な財務の運営を心がけ、監督及び年次財務報告を行います。以上、よろしくお願ひします。

S A A

委員長 井関 克行
副委員長 木村 良孝

基本方針

SAAとして例会やその他の会合で、会が秩序正しく楽しい雰囲気運営されるよう進行役として務めてまいります。私語の防止、座席の整理や食事、配布資料等のチェックの他、副SAAとも協力して来客者や会員を笑顔で迎え入れていく所存でございます。

活動方針

- (1) 時間厳守に努めます。
- (2) 会場の入口でお客様及び会員を笑顔で歓迎します。
- (3) 会員間の親睦を深め、出席率の向上に寄与致します。
- (4) 美味しい食事を提供すると共にロスの低減に努めます。
- (5) 和やかな雰囲気の中にも規則正しく会員相互にとって有意義な場になるよう努力します。

クラブ管理運営委員会

委員長 本橋 敬明
代 行 木村 良孝

基本方針

クラブ管理運営委員会は会員相互の交流・親睦、情報交換の場を整え、円滑なクラブ運営を行うことが主目的となります。

会長・幹事・各小委員会・事務局との緊密な連携を重視し、調整役として健全で活気あるクラブ運営を目指します。

プログラム委員会

委員長 吉田 慶
副委員長 丸山 茂幸

基本方針

会員の皆様にとって有益かつ楽しめる卓話を実施し進んで参加したくなるよう努めます。

活動方針

1. ロータリーの知識を深める卓話を実施
2. 会員に役立つ情報の提供
3. ランダムなテーマで各界にて活躍されている方の講演
4. 時節的な話題に富んだ卓話の実施
5. ロータリー情報委員会と連携し、新入会員によるイニシエーションスピーチの実施

クラブ会報委員会

委員長 木下 広敬
副委員長 日高 勉

基本方針

所沢ロータリーの例会や活動を記録しホームページにて報告します。
私は写真撮影・パソコンが不得意なので委員会メンバーの協力のもと進めて行き可能な限り役目を果たしたいと考えております。

活動方針

- (1) 正確かつ迅速に活動を報告する
- (2) 例会と活動の内容を、写真を交え分かりやすく記録する

親睦活動委員会

委員長 三浦 峰高
副委員長 肥沼 直明

基本方針

一年間の親睦行事を通して、会員相互の交流・親睦を深めていただくとともに、ご家族の方々にも楽しんでもらえるような活動を進めて参ります。

活動方針

- (1) 記念祝福
 - ・ 会員誕生記念、ご夫人（ご主人）誕生記念、結婚記念
- (2) 親睦行事
 - ・ 納涼大会・・・・・・8月
 - ・ 親睦ゴルフ大会・・・9月・3月
 - ・ 会員親睦旅行・・・・・・4月
 - ・ クリスマス会・・・・・・12月
 - ・ 花見例会・・・・・・3月

出席向上委員会

委員長 加藤 和伸
副委員長 日向 貴一

基本方針

ロータリーの基本である出席率を高めることを目指し、様々な活動を行います。
会員の皆様のご協力をお願い致します。

活動方針

- (1) 例会での出席率を公表（公表の工夫）
- (2) メーキャップの推奨
- (3) 出席の少ない会員のフォロー
- (4) 目標出席率達成者の表彰

広報雑誌委員会

委員長 栗田 峰至
副委員長 原 卓矢

基本方針

例会開催時に広報誌等を活用し、国内外におけるロータリー活動を紹介することにより、会員のロータリー精神の養成、クラブ活動の発展につながることを目的とします。

活動方針

- (1) 当クラブ及びメンバーの活動内容を各メディアに向け、広報活動を行う。
- (2) 例会にて「ロータリーの友」の内容を紹介する。

スマイルボックス委員会

委員長 柳 麻貴
副委員長 佐塚 慶輔

目 標 700,000 円

基本方針

会員皆様からの暖かいスマイルが、奉仕の精神に基づいて大きな輪になるようにご協力をお願い致します。

活動方針

- (1) ニコニコしやすい雰囲気と環境を作ります。
- (2) 例会にてスマイル報告を行います。

1	何でもよろこばしいこと、失策して頭をかくようなとき	500円以上	
2	御夫人・御主人誕生祝い	5,000円	
3	会員の還暦、古希、米寿、銀婚式の慶事	5,000円～10,000円	
4	会員の叙勲等の場合	10,000円	
5	お子様・お孫様の入園、入学、進級、進学等	2,000円	
6	ご家族の慶事、高校・大学卒業、学位受領等	3,000円～10,000円	
7	自宅・会社・店舗の新築、改築	5,000円	
8	新車等の購入	5,000円	
9	会社の慶事、創立、開業、増築、受賞	5,000円	
10	例会無断欠席でメーキャップした場合	1,000円	
11	例会無断欠席でメーキャップしない場合	2,000円	
12	例会届出欠席でメーキャップしない場合	1,000円	
13	理事会及び会合欠席「不参加」の場合	2,000円	
14	3ヶ月ホームクラブ80%以下の場合	5,000円	
15	各競技で受賞した場合	1位	3,000円
		2位	2,000円
		3位	1,000円
16	従業員表彰	2,000円	

(注) 2 御夫人・御主人誕生祝福は事業参加費より引き落としさせていただきます。

職業分類 会員選考 会員増強・退会防止
ロータリー情報 戦略計画 各委員会

会長エレクト 梅沢 好文

2025年7月～2026年6月度の所沢 RC 会長に指名され、会長エレクトになりました。伝統ある所沢ロータリークラブが、体面を傷つけることなくスムーズに運営できますよう準備を進めます。具体的には、今年度の鳥居年度の運営に全力で協力をしたいと存じます。また、各種の研修を真摯に受講し現状の所沢ロータリークラブの強みや弱点を理解したいと思います。次期クラブの目標や行動計画作成や次年度の方針を固めてまいります。皆様のご指導よろしくお願い致します。

職業分類委員会

委員長 村山 宣章
副委員長 大野木 喜行

基本方針

ロータリークラブの基本は、従来守られてきた一人一業種による職業分類の制度でした。しかし、この制度が改正され同一職業の分類をクラブの会員数により 50 人以下のクラブは、5 名、それ以上のクラブは、10%以内の職業の会員が認められるようになりました。よって、職業分類については、あまり重要視する必要はないと思えます。

活動方針

現在の分類表は、経済産業省で定められた職業分類により作成されたものであり、今後の社会環境の変化により新たな職業分類が必要な場合、検討します。

会員選考委員会

委員長 中 保憲
副委員長 見沢 孝一

基本方針

クラブの維持発展には会員数の維持・増強が必要です。
会員皆様からの入会候補者の推薦を頂き、一人でも多くの新入会員を得られるように適正に選考していきたいと思えます。

会員増強・退会防止委員会

委員長 見澤 英一
副委員長 橋本 幹男

基本方針

クラブの継続・発展と充実した活動を考える上で、会員の増強は不可欠であります。また、クラブ運営や活動の方針によって出席率の低下や退会へ繋がってしまうことのないクラブであり続けていくことも同時に大切であると考えます。今後も、「入会したい」「入るなら所沢」「所沢しかない」と思って頂けるクラブであり続けるためにも、伝統と歴史を踏まえながら会員の資質向上と充実した活動が継続され、併せて会員相互の更なる親睦を図りながら協調性のある増強に励んでまいりたいと思えます。

これにより会員の老・壮・青のバランスの良さを保ちながら、魅力あるクラブづくりへと繋がれば幸いです。

多くの会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

活動方針

会員増強並びに退会防止のための情報交換会の開催

ロータリー情報委員会

委員長 道口 泰己
副委員長 中井 眞一郎

基本方針

ロータリーに関する基礎や情報を提供することで、ロータリー活動の実践に役立てるとともに会員相互の情報共有を図る。特に新入会員の方に対しては、ロータリーを理解するための情報提供の機会を提供する。

活動方針

- (1) 新入会員入会式の実施
- (2) 新入会員にはイニシエーションスピーチを通し、自己紹介をする。
- (3) 新入会員・推薦者・入会3年未満の会員との意見交換を目的に情報提供する。
- (4) 炉辺会議等の開催

戦略計画委員会

委員長 高橋 興基
副委員長 五十嵐 俊昭

基本方針

当クラブの今後の中長期にわたる将来計画を検討・立案します。

活動方針

- (1) 年3~4回の会議を開催
- (2) 長期目標に沿って中期目標を模索
- (3) 奉仕プロジェクトの継続・見直し・新規活動を検討
- (4) ロータリー理念の実践を促す

長期目標

- (1) みんなが参加したくなるクラブ
- (2) ロータリーの理念を学ぶ
- (3) 地域になくてはならないクラブ
- (4) 国際交流を大切にするクラブ

奉仕プロジェクト委員会

委員長 副会長 内田 勉

基本方針

鳥居年度の副会長を務めさせていただくことになりました。
今年度は、副会長として、各委員長のアドバイザーに徹したいと思っております

委員会活動が盛り上がり、一年間のプログラムが円滑に進むよう会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

職業奉仕委員会

委員長 矢部 瑛美子
代行 石井 正太郎

基本方針

- (1) 職場における高い倫理基準の醸成
- (2) 職業分類の原則を周知する。
- (3) ロータリーの公約を推進する。
- (4) 職業の価値について理解を深める。
- (5) 自分の職業におけるボランティア活動を推進する。

活動方針

- (1) 顧客、仕入業者や仕事の協力者に対して高い倫理基準の公約を実施
- (2) 入会3年未満の方々に職業分類の原則を説明し理解して頂くことを実施
- (3) 「四つのテスト」の掲示を推進する
- (4) 家族参加の企業見学を企画、実施する
- (5) 職場を通じ、出来る範囲でボランティアを実施する

社会奉仕委員会

委員長 平岩 敏和
代行 橋本 幹男

基本方針

様々な職業を持つロータリアンの知識と経験を活かし社会奉仕活動を行うことで、ロータリークラブの認知度を高め、地域社会の発展に寄与する。

活動方針

- (1) ロータリークラブが推進する事業への賛同・参加促進
- (2) 市内5クラブと協調を図り、合同事業に参画する

国際奉仕委員会

委員長 細野 達男
代行 浅海 剛次

基本方針

世界中の地域社会や国際社会に対する支援や奉仕活動の一端を担う役割になるように取り組んで参ります。

活動方針

- (1) 地区の方針に基づき「人道支援」、「健康・医療支援」、「教育支援」、「環境保護」、「平和推進」に積極的に活動協力します。
- (2) 上記活動について、委員会でスキルを学び活動して参ります。

青少年奉仕委員会

委員長 二上 昌弘
代行 齊藤 祐次

基本方針

地区活動方針及び会長方針に従事し、次世代の青少年育成活動及び運営に努めます。

活動方針

- (1) 所沢市内 5 クラブ共同事業活動
- (2) 青少年交換プログラムへの協力
- (3) アクト（インターアクト・ローターアクト）の育成への協力
- (4) ライラ（RYLA・ロータリー青少年指導者育成プログラム）への協力
- (5) 所沢フレンドリーカップサッカー大会への協力
- (6) わんぱく相撲大会所沢場所への協力

総合事業計画書

2024(令和6)年7月～12月

月	日	例会回数	公式行事・月間	クラブ行事	備考	例会場
7	2	2936	母子の健康月間	クラブ協議会	理事会	シータミュー
	9	2937		クラブ協議会		シータミュー
	16	休 会		休 会	定款の規定により	
	23	2938		夜間例会	移動例会	未 定
	30	休 会		休 会	定款の規定により	
8	6	2939	会員増強・新クラブ 結成推進月間	市内5クラブ合同市長卓話	理事会 夜間移動例会	ワルツホール
	13	休 会		休 会	定款の規定により	
	20	2940		卓 話		シータミュー
	27	2941		納涼大会	移動夜間例会	未 定
9	3	2942	基本的教育と識字率向上月 間 /ロータリーの友月間	卓 話	理事会	シータミュー
	10	2943		企業見学	例会振替	未 定
	17	休 会		休 会	定款の規定により	
	24	休 会		休 会 第1回親睦ゴルフ大会(9月24日)	定款の規定により	
10	1	2944	経済と地域社会の発展月間 /米山月間	ガバナー補佐訪問	理事会	シータミュー
	8	2945		卓 話		シータミュー
	15	休 会		休 会	定款の規定により	
	22	2946		ガバナー公式訪問24(木) 市内5クラブ合同例会	例会振替	中央公民館
	29	休 会		休 会	定款の規定により	
11	5	休 会	ロータリー財団月間	休 会	定款の規定により	
	12	2947		卓 話	理事会	シータミュー
	19	休 会		地区大会23(土)24(日) 休 会	定款の規定により	
	26	2948		夜間例会	移動例会	未 定
12	3	2949	疾病予防と治療月間	年次総会	理事会	シータミュー
	10	2950		卓 話		シータミュー
	17	2951		クリスマス会	移動例会	未 定
	24	休 会		休 会	定款の規定により	
	31	休 会		休 会	定款の規定により	

総合事業計画書

2025(令和7)年1月～6月

月	日	例会回数	公式行事・月間	クラブ行事	備考	例会場
1	7	2952	職業奉仕月間	新年会	理事会	未定
	14	休会		休会	定款の規定により	
	21	2953	クラブ創立記念日 (1/19)	クラブ協議会		シータミュー
	28	2954		卓話		シータミュー
2	4	2955	平和と紛争予防 /紛争解決月間	卓話	理事会	シータミュー
	11	法定休日		休会	定款の規定により	
	18	2956	ロータリー創立記念日 (2/23)	第3グループ IM	例会振替	未定
	25	休会		休会	定款の規定により	
3	4	2957	水と衛生月間	卓話	理事会	シータミュー
	11	2958		卓話		シータミュー
	18	休会		休会 第2回親睦ゴルフ大会(3月18日)	定款の規定により	
	25	2959		花見例会	例会振替	未定
4	1	2960	母子の健康月間	卓話	理事会	シータミュー
	8	2961		卓話		シータミュー
	15	2962		親睦旅行(未定)	例会振替	未定
	22	2963		卓話		シータミュー
	29	法定休日		休会	定款の規定により	
5	6	法定休日	青少年奉仕月間	休会	定款の規定により	
	13	2964		卓話	理事会	シータミュー
	20	2965		夜間例会	移動例会	未定
	27	2966		卓話		シータミュー
6	3	2967	ロータリー親睦活動月間	ホテル観賞会		文化幼稚園
	10	2968		クラブ協議会	理事会	シータミュー
	17	2969		新旧引継ぎ会 最終夜間例会	移動例会	未定
	24	休会		休会	定款の規定により	

役員理事・委員会編成表

(2024.7.1~2025.6.30)

(役員) 会長：鳥居由美子 直前会長：五十嵐俊昭 会長エレクト：梅沢好文 副会長：内田勉
 幹事：市川雅巳 会計：武藤力夫 SAA：井関克行
 (理事) 副幹事：井花佳彦 クラブ管理運営委員長：本橋敬明 職業奉仕委員長：矢部瑛美子
 社会奉仕委員長：平岩敏和 国際奉仕委員長：細野達男 青少年奉仕委員長：二上昌弘

クラブ管理運営委員会 委員長:本橋敬明 代行:木村良孝					
小委員会	小委員長	副委員長	委員		
プログラム	吉田 慶	丸山 茂幸	増田 武英	細野 達男	道口 泰己
			北田 功	平岩 敏和	山崎大二郎
クラブ会報	木下 広敬	日高 勉	佐藤 薫	日向 貴一	斉藤 祐次
親睦活動	三浦 峰高	肥沼 直明	武藤 力夫	岩下 悦郎	井口 一世
			浅海 剛次	二上 昌弘	鎌田 忠洋
			矢部瑛美子	原 卓矢	市川るみ子
			(うち副SAA) 木村 良孝		
			新藤 隆一	見澤 英一	橋本 幹男
			岩井 英雄	栗田 峰至	鈴木 崇文
			瀬戸山 達郎	木村 亜矢	山崎 大二郎
			佐藤 真	内川 英敏	石田 達也
			(ゴルフ担当)		
			石井正太郎	井関 克行	清水 源太
出席向上	加藤 和伸	日向 貴一	當眞 正純	三上 誠	鈴木 尚彦
スマイルボックス	柳 麻貴	佐塚 慶輔	北田 功	鳥居塚勇人	
広報雑誌	栗田 峰至	原 卓矢	有坂 和亮	岩井 英雄	斎藤 祐次

会長エレクト:梅沢好文					
小委員会	小委員長	副委員長	委員		
職業分類	村山 宣章	大野木喜行	三上 誠		
会員選考	中 保憲	見沢 孝一	池田 安弘		
会員増強・退会防止	見澤 英一	橋本 幹男	當眞 正純	市川るみ子	
ロータリー情報	道口 泰己	中井眞一郎	増田 武英		
戦略計画	高橋 興基	五十嵐俊昭	倉片 順司		

奉仕プロジェクト委員会 委員長:副会長 内田 勉					
職業奉仕委員会 委員長:矢部瑛美子 代行:石井正太郎					
企業見学担当	池田 安弘	武藤 力夫			
社会奉仕委員会 委員長:平岩敏和 代行:橋本幹男					
社会福祉担当	丸山 茂幸				
国際奉仕委員会 委員長:細野達男 代行:浅海剛次					
財団・米山・世界社会奉仕担当	日高 勉	市川るみ子			
青少年奉仕委員会 委員長:二上昌弘 代行:斉藤祐次					
新世代・青少年担当	加藤 和伸				

ソングリーダー：市川雅巳 柳 麻貴 研修リーダー：五十嵐俊昭 会計監査：阿部武志
 佐藤 真

地区役員・委員

諮問委員会 委員	中井眞一郎	地区第3グループ ガバナー補佐	倉片 順司	
国際大会推進 委員会委員	委 ロータリー財団委員会補助金 委員会委員	鳥居由美子	地区ラーニング委員会 RLI担当委員	日向 貴一

2024-25年度 国際ロータリー第2570地区 地区役員組織図

国際ロータリー(RI)理事
水野 功 (2750地区・東京飛火野)

国際ロータリー(RI)会長
ステファニー A. アーチック Stephanie A. Urchick

副ガバナー
細井 保雄 (行田さくら)

地区ラーニングファシリテーター
茂木 正 (本庄)

ガバナー
五十幡和彦 (行田さくら)

ガバナーエレクト
坂口 孝 (川越)

ガバナーノミニ
原島 生慈 (秩父)

地区アクションプラン・チャンピオン
高柳 育行 (本庄)

(公社) ロータリー米山記念奨学会
理事 細井 保雄 (行田さくら)
評議委員 前嶋 修身 (熊谷)

RLI 日本支部
地区代表委員 坂本 元彦 (富士見)
地区ファシリテーター 相原 茂吉 (川越)

RIJYEM (一社) 日本青少年交換多地区合同機構
地区代表社員 相原 茂吉 (川越)

ポール・ハリス・ソサエティ
地区コーディネーター 高柳 育行 (本庄)

地区恒久基金大口寄付小委員会
委員長 細井 保雄 (行田さくら)

ロータリーの友
地区代表委員 田島 高久 (深谷)

ロータリー文庫運営委員会
相談役 茂木 正 (本庄)

R 東日本大震災青少年支援連絡協議会 (ロータリー希望の風奨学会)
顧問 坂本 元彦 (富士見)
副委員長 矢島 淳一 (本庄)
委員 野口 健吉 (東松山むさし)
委員 西川 和人 (志木)

諮問委員会
委員 今泉 清詞 (川越)
委員 野中 弘之 (熊谷東)
委員 加藤 玄静 (本庄)
委員 立原 雅夫 (川越)
委員 鈴木 秀憲 (吹上)
委員 中井眞一郎 (所沢)
委員 坂本 元彦 (富士見)
委員 高柳 育行 (本庄)
委員 前嶋 修身 (熊谷)
委員 細井 保雄 (行田さくら)
委員 茂木 正 (本庄)
委員 相原 茂吉 (川越)
委員 水村 雅啓 (入間)
委員 高丹 秀篤 (深谷)

ガバナー指名委員会
委員長 茂木 正 (本庄)
委員 鈴木 秀憲 (吹上)
委員 相原 茂吉 (川越)
委員 水村 雅啓 (入間)
委員 高丹 秀篤 (深谷)

地区記念誌委員会
委員長 加藤 玄静 (本庄)
副委員長 高柳 育行 (本庄)
副委員長 水村 雅啓 (入間)
第1 G委員 坂口 孝 (川越)
第2 G委員 戸高 健司 (新座こぶし)
第3 G委員 西澤 長次 (新狭山)
第4 G委員 原島 生慈 (秩父)
第5 G委員 五十幡和彦 (行田さくら)

地区ラーニング委員会
委員長 渡邊 藤男 (熊谷南)
副委員長 西澤 長次 (新狭山)
委員 齊藤 勇司 (鶴ヶ島)
委員 戸高 健司 (新座こぶし)
RLI担当
委員長 新島 修一 (深谷ノース)
副委員長 太田 雅孝 (秩父)
委員 日向 貴一 (所沢)
委員 大畑 茂 (朝霞)
委員 神田 茂 (東松山むさし)
委員 新井 啓介 (行田さくら)
委員 安齋治一郎 (寄居)
委員 下妻 慶悟 (深谷)
委員 高橋 豊 (本庄)
委員 坂田 光司 (深谷ノース)
委員 島村 拓史 (川越)
委員 矢島 淳一 (本庄)
担当地区副幹事 飯塚 秀司 (行田さくら)

DEI委員会
委員長 栗原 雄一 (川越)
副委員長 八木 拓也 (川越)
委員 永島 明 (川越)
委員 菊池 俊介 (川越西)
委員 田村 宏 (川越西)
委員 齊藤 大祐 (鶴ヶ島)
委員 山崎 一吉 (朝霞)
担当地区副幹事 鈴木敬一郎 (行田さくら)

地区研修協議会ホストクラブ
入間南RC

地区戦略計画委員会
委員長 水村 雅啓 (入間)
委員 高丹 秀篤 (深谷)
委員 坂口 孝 (川越)
委員 原島 生慈 (秩父)
委員 栗山 昇 (朝霞)
委員 山本 庄一 (川越小江戸)
委員 大畑 茂 (朝霞)
委員 新井 啓介 (行田さくら)

危機管理委員会
委員長 高柳 育行 (本庄)
委員 坂口 孝 (川越)
委員 原島 生慈 (秩父)
委員 中村 幹也 (坂戸)
委員 高橋 貴子 (行田さくら)
委員 温井 康宏 (本庄)
委員 中島 清 (鶴ヶ島)
委員 茂木 聡 (本庄)
委員 弁護士 堀越 孝 (川越)
委員 メディア 澤田 穂行 (埼玉新聞)
委員 医師 廣瀬 哲也 (川越)

ローターアクト委員会
委員長 中村 幹也 (坂戸)
委員 和田 尚也 (川越)
委員 新井 正健 (坂戸)
委員 清水 康弘 (坂戸)
委員 川本 祐希 (川越RAC)
委員 長谷川春樹 (城西大学RAC)
担当地区副幹事 春日 雅樹 (行田さくら)

ガバナー補佐/クラブ管理・運営担当
第1 G補佐 坂口 孝 (川越)
第2 G補佐 島田 敏郎 (富士見)
第3 G補佐 倉片 順司 (所沢)
第4 G補佐 柴崎 猛 (寄居)
第5 G補佐 田中 哲夫 (熊谷)

国際大会推進委員会
委員長 相原 茂吉 (川越)
副委員長 丑久保紀美 (行田さくら)
委員 戸口 貴也 (川越)
委員 長根 章浩 (富士見)
委員 鳥居由美子 (所沢)
委員 今泉 孝之 (秩父)

地区大会実行委員会
相談役 清水 孝男 (行田さくら)
会長 矢澤 大和 (行田さくら)
実行委員長 新井 啓介 (行田さくら)
副実行委員長 倉持成一郎 (行田さくら)
副実行委員長 阿部秀二郎 (行田さくら)
副実行委員長 半田 太 (行田さくら)
副実行委員長 小林 群司 (行田)
副実行委員長 馬橋 遼男 (吹上)

地区大会 コ ホストクラブ
行田RC
吹上RC

ロータリー財団監査委員会
委員長 西川 李博 (川越)
委員 西澤 克己 (鶴ヶ島)
委員 近藤 武弘 (川越)

地区幹事
田島 博夫 (行田さくら)
地区副幹事
島崎 義春 (行田さくら)
鈴木敬一郎 (行田さくら)
春日 雅樹 (行田さくら)
公式訪問担当 大谷 文孝 (行田さくら)
川野 健人 (行田さくら)
高橋 貴子 (行田さくら)
長島 豊 (行田さくら)
早崎 敬 (行田さくら)
富本 伸子 (行田さくら)
飯塚 秀司 (行田さくら)
中岡 由浩 (行田さくら)
松村 重穂 (行田さくら)
山岸 泰輔 (行田さくら)
栗原 雄一 (川越)

ガバナー月報編集委員会
委員長 川野 健人 (行田さくら)
副委員長 松岡 由浩 (行田さくら)
委員 神田日出雄 (行田さくら)
委員 渡辺 昭孝 (行田さくら)
委員 梁瀬 里司 (行田さくら)
委員 飯塚 秀司 (行田さくら)

財務委員会
委員長 忍滑谷 明 (入間)
委員 田島 高久 (深谷)
会計 田島 博夫 (行田さくら)
監査 前嶋 修身 (熊谷)

歴代地区幹事会
会長 木島 一也 (熊谷)

奉仕プロジェクト委員会

会員増強委員会
P.D.G 高丹 秀篤 (深谷)
委員長 原島 生慈 (秩父)
副委員長 山田 哲也 (川越)
委員 都築 敏夫 (飯能)
委員 大村 相基 (志木)
委員 小林鴻次郎 (川越)
委員 塚田 貴幸 (熊谷龍原)
委員 萩原喜八郎 (富士見)
委員 鈴木 早苗 (和光)
担当地区副幹事 早崎 敬 (行田さくら)

公共イメージ委員会
P.D.G 水村 雅啓 (入間)
委員長 菊池 俊介 (川越)
副委員長 須田 礼子 (本庄)
副委員長 坂田 光司 (深谷ノース)
委員 新 道行 (深谷)
委員 大谷 誠之 (川越小江戸)
委員 尾崎 孝好 (富士見)
委員 鈴木 聡 (熊谷南)
担当地区副幹事 宮本 伸子 (行田さくら)

職業奉仕委員会
P.D.G 相原 茂吉 (川越)
委員長 小高 章 (川越)
副委員長 野満 守 (川越)
委員 林 好久 (東松山むさし)
委員 前島 宏之 (飯能)
委員 谷山 誠 (加須)
委員 今井眞一郎 (深谷)
委員 齊藤 大祐 (鶴ヶ島)
委員 市川 大 (鶴ヶ島)
委員 下境 将寛 (深谷)
委員 梅沢 雅利 (所沢東)
担当地区副幹事 大谷 文孝 (行田さくら)

社会奉仕委員会
P.D.G 鈴木 秀憲 (吹上)
統轄委員長 金井 福則 (本庄)
地域社会奉仕委員会
委員長 五十嵐敦子 (本庄)
副委員長 小林 弘満 (深谷東)
委員 堀越 康司 (加須)
委員 半田 太 (行田さくら)
委員 櫻澤 真琴 (本庄)
委員 登坂 一彦 (鶴ヶ島)
委員 西澤 正夫 (入間南)
委員 大谷まり子 (深谷)
委員 巴 高志 (本庄)
子ども家庭委員会
委員長 下境 将寛 (深谷)
副委員長 小松 和弘 (行田)
委員 米原 恭淳 (川越)
委員 晝間 和弘 (入間)
委員 小林 群司 (行田)
委員 長谷川京子 (本庄)
担当地区副幹事 松岡 由浩 (行田さくら)

国際奉仕委員会
P.D.G 茂木 正 (本庄)
統轄委員長 正田 康高 (深谷東)
グローバルサポート委員会
委員長 梅澤 茂 (深谷ノース)
副委員長 田中 哲夫 (熊谷)
委員 高畑 裕彦 (秩父)
委員 長谷川順一 (深谷ノース)
委員 鯉井 隆行 (熊谷)
委員 橋本 和行 (岡部)
委員 足立 修平 (深谷)
委員 廣橋 聖光 (深谷東)
グローバル交流委員会
委員長 大館 廣 (所沢中央)
副委員長 赤坂 匠康 (寄居)
委員 中川 潤 (新所沢)
委員 笠原 康男 (熊谷龍原)
委員 森田 和弘 (寄居)
委員 新井 清貴 (熊谷)
委員 金子 章 (本庄)
委員 高橋 信介 (深谷東)
担当地区副幹事 長島 豊 (行田さくら)

青少年プログラム委員会
P.D.G 細井 保雄 (行田さくら)
統轄委員長 高橋 貴子 (行田さくら)
アクト・ライズ委員会
委員長 西浦 建貴 (志木)
副委員長 中島 洋志 (所沢東)
委員 高橋 裕彦 (川越)
委員 吉原 正 (志木)
委員 後藤 賢治 (入間)
委員 新倉 良之 (所沢東)
委員 近藤 勝美 (入間南)
委員 大嶋 俊久 (深谷)
青少年交換委員会
委員長 温井 康宏 (本庄)
副委員長 坂野見孝道 (深谷)
委員 坂口 孝 (川越)
委員 岡部みゆき (坂戸さつき)
委員 竹内 英明 (富士見)
委員 清水 洋行 (入間南)
委員 森橋 憲良 (入間南)
委員 小島 賢大 (本庄)
委員 川野 健人 (行田さくら)
担当地区副幹事は高橋貴子 (行田さくら)

ロータリー財団委員会
P.D.G 前嶋 修身 (熊谷)
統轄委員長 茂木 聡 (本庄)
ポリオパス委員会
委員長 中嶋理恵子 (羽生)
副委員長 安齋治一郎 (寄居)
委員 市川 治子 (越生毛呂)
資金推進委員会
委員長 荒木 和之 (朝霞)
副委員長 日向美津江 (熊谷)
委員 熊谷 俊子 (深谷)
委員 遠藤 貴博 (志木)
補助金委員会
委員長 小林 肇 (熊谷)
副委員長 栗原 雄一 (川越)
委員 鳥居由美子 (所沢)
委員 清田 義信 (熊谷)
財団資金管理委員会
委員長 大崎 光二 (飯能)
副委員長 白幡 英悟 (入間)
委員 岡岡 俊高 (川越中央)
委員 寺田 恭典 (深谷)

ロータリー米山記念奨学会
P.D.G 高柳 育行 (本庄)
統轄委員長 中島 清 (鶴ヶ島)
推進委員会
委員長 一柳 達朗 (入間)
副委員長 山崎 共子 (川越)
委員 新井 裕喜 (羽生)
委員 白井 威 (日高)
委員 京野 弘一 (川越)
学友委員会
委員長 田久保真理子 (熊谷)
副委員長 赤坂 匠康 (寄居)
委員 東 美栄 (狭山中央)
委員 櫻井 祐治 (本庄)
委員 向井 宏倫 (鶴ヶ島)
委員 野仲 啓明 (入間南)
担当地区副幹事 中村 重穂 (行田さくら)

2024-25年度 地区活動方針

— 自分を磨き、事業も磨き、世界平和に貢献するために —

入って良かったロータリー

Rotary Moment 会員誰もが、

ロータリーで出会った感動と魅力を語るように



所沢ロータリークラブ定款

第1条 定義

- 1.理事会：本クラブの理事会
- 2.細則：本クラブの細則
- 3.理事：本クラブ理事会の理事
- 4.会員：名誉会員以外の本クラブ会員
- 5.RI：国際ロータリー
- 6.衛星クラブ：潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある（該当する場合）：
- 7.書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
- 8.年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、所沢ロータリークラブ(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：本クラブの所在地域は、次の通りである：所沢市航空公園前交差点より県道所沢 — 大宮線以南及び県道所沢 — 入間線に沿って航空公園交差点より宮本町2丁目交差点以東、宮本町2丁目交差点より県道所沢 — 東京線に沿って南下し、星の宮2丁目所沢高校入り口交差点に至るまでの以東同交差点より市道沿いに南下し、樋の坪橋に至る線路東側、樋の坪橋より久米と荒幡の境界線に沿って南下し市の境界線に至るまでの東側とする。

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 — 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会(該当する場合)細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 — 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 — 理事会の会合。

理事会のすべての会合後 30 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節 — 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 — 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員として RI に報告される。

第3節 — 正会員。RI 定款第4条第2節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 — 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。

第5節 — 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 — 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。
- (d) 職業分類を持たないものとする。
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節 — 例外。細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節 — 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 — 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する

- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから 1 週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
 - (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第 2 節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。 会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

- 第 3 節 — その他のロータリー活動による欠席。** 欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が
- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
 - (b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
 - (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
 - (d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
 - (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
 - (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第 4 節 — RI 役員の欠席。 会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 — 出席規定の免除。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているのみが考慮に入れられた場合。

第 6 節 — 出席の記録。本条第 5 節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 4 節または第 5 節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第 7 節 — 例外。細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。

第 11 条 理事および役員および委員会

第 1 節 — 管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第 2 節 — 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第 3 節 — 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第 13 条第 6 節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の 3 分の 2 の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも 5 日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第 4 節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第 5 節 — 役員選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の 7 月 1 日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前 18 カ月以上 2 年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の 7 月 1 日に、会長エレクトになる。会長は、7 月 1 日に就任し、1 年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長 1 年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが 1 年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも 1 年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第 6 節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および 4～6 名のその他

の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。

- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第 7 節 — 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第 12 条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第 13 条 会員身分の存続

第 1 節 — 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第 2 節 — 自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

第 3 節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。期日後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第 4 節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない(RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

第 5 節 — 終結 — その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第 6 節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第 17 条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受領してから 21 日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第 7 節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第 8 節 — 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受領するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第 9 節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 10 節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取られるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間(ただし最大 90 日間)と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第 6 節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第 14 条 地域社会、国家、および国際問題

第 1 節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第 2 節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第 3 節 — 政治的主題の禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第 4 節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、2 月 23 日の週は、世界理解と平和週間である。この 1 週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第 15 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 — 購読義務。本クラブが RI 理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第 2 節 — 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RI または RI 理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第 16 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第 17 条 仲裁および調停

第 1 節 — 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第 2 節 — 調停または仲裁の期限。要請を受理してから 21 日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第 3 節 — 調停。調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または

- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI 理事会もしくは TRF 管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。
ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。
- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を 1 部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

第 4 節 — 仲裁。 仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は 1 名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第 5 節 — 仲裁人または裁定人の決定。 仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第 18 条 細則

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第 19 条 改正

第 1 節 — 改正の方法。 本条第 2 節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第 2 節 — 第 2 条と第 4 条の改正。 第 2 条(名称)および第 4 条(クラブの所在地)は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも 21 日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提出することができる。

(2022 年 7 月)

所沢ロータリークラブ細則

クラブ細則は、標準ロータリークラブ定款を補足し、クラブの慣習を定めるものです。本文書に記載された細則は推奨されているものですが、クラブが一旦採択したら、クラブ会員はこれに従う義務があります。クラブの慣習を反映させて適宜変更を加え、RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款(認められた部分を除く)、ロータリー章典と矛盾していないことを確認してください。クラブが含めなければならない、義務づけられた条 項については、以下に特記されています。

第 1 条 定義

- 1.理事会： 本クラブの理事会
- 2.理事： 本クラブの理事
- 3.会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
- 4.定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の 3 分の 1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
- 5.RI:国際ロータリー
- 6.年度:7 月 1 日に始まる 12 カ月間

投票における定足数をどう定義するかはクラブが選ぶことができる。

第 2 条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計で構成される。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第 2 条を含めることを義務づけている。また、上記の役員は、クラブ理事会のメンバーとなることが義務づけられている。クラブ理事会はこのほかに、副会長、会長ノミニー、会場監督、その他の理事を含めることができる。クラブに衛星クラブがある場合、この条項に衛星クラブの理事会メンバーも列記すること。

第 3 条 選挙と任期

第 1 節 選挙の 1 カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てる。

指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第 2 節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第 3 節 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第 4 節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第 5 節 各役職の任期は以下の通りである。

- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1 年 |
| 副会長 | 1 年 |
| 会計 | 1 年 |
| 幹事 | 1 年 |
| 会場監督 | 1 年 |
| 理事 | 1 年 |

標準ロータリークラブ定款は、選挙手続をクラブ細則に具体的に記載することを義務づけている。指名委員会を用いる場合は、指名委員会委員の任命方法についても詳述しなければならない。クラブ会長の任期は、標準ロータリークラブ定款で 1 年間と規定されている。後任者が選出されていない場合、現会長の任期を 1 年まで延長できる。

第4条 役員の任務

第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

各クラブ役員の役割と責務については、クラブリーダー用の手引きを参照のこと。

第5条 会合

第1節 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節 本クラブの例会は、次の通り開催する：火曜日12時30分。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第5条第2節を含めることを義務づけている。

第6条 会費

本クラブの年会費は24万円とする。会費は次の通り支払われる：銀行送金。クラブ年会費には、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第6条を含めることを義務づけている。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

衛星クラブの投票手続もここに含める。

第8条 委員会

第1節 本クラブの各委員会は、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に挙げられた委員会および以下の委員会から成る。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

クラブの各委員会が、クラブの年次目標と長期目標に向けた取り組みの調整にあたる。

第9条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第5節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。現年度と前年度の収支を記載した中間財務報告が、年次会合において発表される。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第10条 会員選挙の方法

第1節 本クラブまたは他クラブの会員が、入会候補者を理事会および／または会員増強委員会に推薦する。

第2節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第3節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

現会員から異議が出た場合の手続をここに含めてもよい。

第11条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

(2022年7月)

所沢ロータリークラブ慶弔並びに見舞金等贈与規程

第1条 会員並びにその家族の傷病、災害又は死亡の場合はこの規程により見舞金又は香料を贈る。

第2条 会員が疾病又は負傷等により 1ヶ月以上療養を必要と認められた場合は、次の見舞金を贈る。
金 10,000円

第3条 会員が天災、地変その他不測の事由により損害を蒙りたる時は、理事会決定により災害見舞金を贈る。

贈与額 最高 50,000円 ~ 最低 10,000円

第4条 会員又はその家族が死亡した時は、次の区分により香料および供物を贈る。

会員 30,000円 及び 生花

配偶者 20,000円 及び 生花

会員と配偶者の両親及び祖父母並びに子女(ただし祖父母の場合は同居の者)
10,000円 及び 生花

第5条 会員が退会の場合は記念品を贈る。

3,000円 ~ 10,000円 理事会の決定により贈る。

第6条 本規程は、昭和 58 年7月1日より実施する。

事項		慶事		見舞金		弔事	
		結婚	叙勲	1ヶ月以上療養	災害		
現会員	本人	20,000	10,000	10,000	10,000 50,000	30,000	生花
	妻	—	祝電	5,000	—	20,000	生花
	後継者	祝電	祝電	—	—	10,000	生花
	同居家族	祝電	—	—	—	10,000	喪主 生花
在籍十年以上退会又は死亡会員	本人	—	祝電	5,000	10,000	20,000	生花
	妻	—	—	—	—	10,000	生花
	後継者	—	—	—	—	10,000	喪主
	同居家族	—	—	—	—	弔電	喪主
在籍三年以上十年未満退会又は死亡会員	本人	—	祝電	5,000	10,000	20,000	生花
	妻	—	—	—	—	10,000	喪主 生花
	後継者	—	—	—	—	10,000	喪主
	同居家族	—	—	—	—	弔電	喪主

ロータリーソング

奉仕の理想

奉仕の理想に集いし友よ
御国に捧げん我等の生業
望むは世界の久遠の平和
めぐる歯車いや輝きて
永久に栄えよ 我等のロータリー

我等の生業

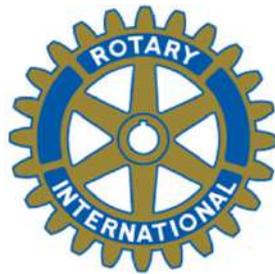
- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1、我等の生業さまざまなれど | 2、奉仕に集える我等は望む |
| 集いて計る心は一つ | 正しき道に果をとるを |
| 求むるところは平和親睦 | 人の世拳りて光を浴みつ |
| 勉むるところは向上奉仕 | 力を協せて事忌むを |
| おおロータリーアン 我等の集い | おおロータリーアン 我等の集い |

それこそロータリー

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1、どこで会っても やあと言おうよ | 2、笑顔笑顔で 語り合おうよ |
| 見つけた時にゃ おいと呼ぼうよ | 心心で 結び合おうよ |
| 遠い時には 手を振り合おうよ | みんな世の為 働き合おうよ |
| それこそ ローローロータリー | それこそ ローローロータリー |

手に手つないで

- | | |
|------------------|------------------|
| 1、手に手つないで つくる友の輪 | 2、手に手つないで つくる友の輪 |
| 輪に輪つないで つくる友垣 | 輪に輪つないで つくる友垣 |
| 手に手 輪に輪 | 手に手 輪に輪 |
| ひろがれ まわれ 一つの心に | ひろがれ まわれ 世界と共に |
| おおロータリーアン | おおロータリーアン |
| おおロータリーアン | おおロータリーアン |



ROTARY CLUB TOKOROZAWA

会員名

〒359-1118
所沢市けやき台2-17-8 サンライズけやき台102
TEL 04-2922-5920 FAX 04-2925-8908
e-mail tokororc@maple.ocn.ne.jp